大阪府知事　吉村洋文 殿

大阪府および大阪市による大都市制度変更(大阪都構想・特別区設置)の推進中止を求める意見書(案)

大阪府および大阪市が検討を進める「大阪都構想・特別区設置」は、大阪市民により過去2回(2015年・2020年)の住民投票において、いずれも「反対(否決)」の結論が下された。大阪市民は大阪市が政令都市としての権限や財源を失い、「特別区」が設置されることを拒否したのである。

ところが今回は国政の課題である「副首都関連法」に絡めて、大阪府・市議会は、府知事、大阪市長、維新の会議員のみが出席する「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会」(法定協)等において、大阪市廃止という制度の本質を住民に十分周知しないまま議論を進めている。

同一の基本骨組みを持つ特別区設置案を短期間のうちに幾度も提示し、3回目の住民投票へと突き進む政治姿勢は、主権者である市民の意思を軽視するもので、民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

また、同制度がひとたび創設された場合、大都市地域特別区設置法第14条の規定により、隣接する自治体は住民投票を経ず、議会の議決だけで行政区分を変更することが可能となる。そうなれば、中核市としての豊中市の権限および財源は大幅に吸収され、市独自の政策も継続できなくなることが危惧される。

従って「大阪都構想・特別区設置」は、豊中市の自治が守られるかどうかが問われる重大な問題である。そこで、住民の意思と地方自治を尊重する立場から、大阪府知事に対して、以下を要望する。

1 過去2回の住民投票において、いずれも否決された「大阪都構想・特別区設置」に関する民意を尊重し、住民投票を行わないこと。

2,大阪市に隣接する住民自治に重大な影響を及ぼす「大阪都構想・特別区設置」を前提とした制度変更を進めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年 11 月　　日

豊中市議会

なお、大阪府議会においても熟議することを要請する。